

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 5年 2月20日
	回答日	令和 5年 3月14日
件 名		
大和駅周辺の治安について		
内 容		
大和駅周辺で、路上喫煙やポイ捨てをする人が多い。罰金を科すなど、取締りを強化する必要がある。		
回 答		
<p>路上喫煙者に対しましては、路上喫煙防止指導員や交通安全巡視員が市内各駅周辺を巡回し、注意や指導をしております。指導に従わなかった違反者には過料を科すこととしておりますが、現在のところ、指導した際に喫煙をやめていただけていることから、今後も、この罰則による抑止効果を生かしながら、路上喫煙者への注意や指導を徹底してまいります。</p> <p>また、本市では、ごみの散乱のない清潔で美しい街並みを維持するため、市民、各種団体、事業者及び行政が協力して年間を通じて様々なクリーンキャンペーン活動を展開し、これらの活動によって、美化意識の高揚・定着を図っております。加えて、ごみのポイ捨て等の禁止看板の配布・設置、駅頭での啓発活動や巡回監視パトロール等の対策を講じております。</p> <p>全ての不法投棄・ポイ捨てについて確認し指導等することは難しいことから、今後も各種の活動を通じて、不法投棄がされにくい環境の実現に向けて取組を進めてまいります。</p>		
事務担当課	生活環境保全課（046-260-5498）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。